# 審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　教育委員会事務局　教育振興課　特別支援教育室

| 法令名 | 学校教育法施行令 | 法令番号 | 昭和２８年政令第３４０号 |
|---|---|---|---|
| 手続名 | 特別支援学校の指定の変更 | 根拠条項 | 第１６条 |

**審査基準**

特別支援学校の指定の変更（学校教育法施行令第１７条）

児童生徒等が、その保護者の申立により県教育委員会の指定した学校と異なる佐賀県内の特別支援学校に就学しようとした場合において、相当と認めるときには、指定の変更を行う。

① 長期入院治療や福祉施設入所等で、児童生徒の住所が指定した学校の就学区域外となった場合

② 地理的条件や家庭環境等により、指定した特別支援学校への就学が困難な場合

③ 児童生徒等の主たる障害に変更が生じた場合

④ その他合理的な事由があると認められる場合

| 受付機関 | 教育振興課 特別支援教育室 | 処理機関 | 教育振興課 特別支援教育室 | 交付機関 | 教育振興課 特別支援教育室 | 標準処理期間 １０日 | 目次 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 標準経由期間 日 | No. | |